



マネージメント・レター No.21

マイナンバー制度 始まります

マイナンバーとは、平成 27 年 10 月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる 12 桁の番号です。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。また、法人には 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が指定されます。

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- 社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

従業員に対して説明し、理解してもらいましょう。

1. 平成 27 年 10 月から、マイナンバーが一人ひとりに、市区町村から届きます。

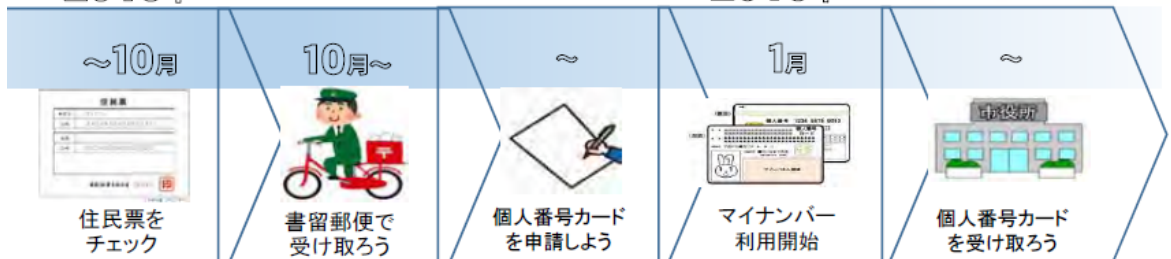
- マイナンバーは国民一人ひとりが持つ 12 桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- 平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

2. 「個人番号カード」の交付申請について

- 平成 28 年 1 月以降、市区町村への申請により、「個人番号カード」の交付を受けられるようになります。
- 「個人番号カード」は、「通知カード」とは異なり、写真入りのカードになります。このため、運転免許証と同様、公的な身分証明書として使用できます。従業員本人や配偶者が運転免許証を所持していない場合は、身分証明書として取得しておくとお便利です。

2015年

2016年



マイナンバー制度の事務所セミナーを9/4(金)に予定しています。御参加頂き詳細の確認・検討下さい。